

# 浸水被害を受けた米（玄米・粳）の取扱いについて

長野県農政部農業技術課

浸水被害を受けた米の取扱いにあたっては、消費者へ安全な食品を供給する観点から、以下を参考に出荷者が慎重に判断するものとする。

## ①土砂等がほ場へ流入している場合

- ・土中に稲が埋まっている場合は収穫を断念し、残された稲体は後日ほ場内へすき込む
- ・この場合、農作物共済の加入者は共済の対象となるため、農業共済組合へ申告すること
- ・はざ掛け中の稲が土中に埋まった場合も農作物共済の対象となるため、農業共済組合に申告して確認を受けること

## ②泥水が流入して穂に泥や漂流物等が付着している場合

- ・異物混入や腐敗等が発生するリスクがあること、また、コンバイン等の故障の原因にもなるため、収穫を控える
- ・収穫を断念した農作物共済の加入者は、共済の対象となる場合があるため、農業共済組合に相談すること

## ③泥の混入がない河川水が浸水・冠水したが穂に付着物がない場合

- ・穂発芽の有無、異物等を十分確認した上で収穫し、乾燥、出荷する
- ・収穫後に穂発芽の発生等が確認されても、農作物共済の対象にならないことから、収穫前に十分確認すること
- ・高水分粳は、コンバインの詰まりや選別ロス、損傷粒が発生する原因となるため、粳水分が25%以下まで乾いてから収穫作業を行う

## ④倉庫、施設等に保管してあった粳や玄米

- ・浸水したものは、腐敗等が発生するリスクが高く食用に適さないため処分する
- ・なお、倉庫等に保管してあった収穫物は農作物共済の対象にならないので留意する

## 農作物共済における土砂流入被害の取扱い

### 農作物共済損害評価要綱（第2章第3節現地評価の抜粋）

#### （9）土砂流入等により被害が発生した場合の取扱い

土砂流入等により当該地域で一般的に行われている栽培管理・収穫方法等を勘案し、栽培管理・収穫を行わないことが合理的と判断される耕地（例えば、稲が耕地に少量分散して残っている場合、土中に稲の大半が埋まり穂のみが一部土中から出ている場合など、栽培管理・収穫等の対応が困難な場合における耕地）又は汚泥の流入等に伴い異臭によって出荷できない耕地については、収穫皆無（被害を受けなかった部分について収穫することが合理的と判断される場合は、当該部分を除き土砂流入等を受けた部分について収穫量0）として取り扱って差し支えない。